

# 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部改正（案）の概要

## 1 趣旨

本市では、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進による廃棄物の減量化を推進することにより、資源の有効な利用を図り、本市の豊かで快適な環境の形成に寄与するため、金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号。以下「条例」といいます。）及び金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号。以下「規則」といいます。）を定めています。

この度、令和7年4月から、現在燃やすごみに出している製品プラスチックを容器包装プラスチックと合わせ、プラスチック資源として収集し、リサイクルを開始するに当たり、規則の関係規定について、所要の改正を予定しています。

## 2 改正の内容

本市の条例及び規則では、市長が指定する者以外の者が、ごみ集積場に出された家庭系廃棄物の収集や運搬をすることを禁止しています。その中でも、缶、瓶その他再利用等の対象となる物として規則で定めるものについては、市長が指定する者以外の者が収集や運搬をした場合、その行為を行わないように命ずることができることとしています。令和7年4月からプラスチック資源として収集する対象物が増えることから、規則における再利用等の対象となる物に、プラスチック製品及びプラスチックを含む物を加えます。

### 金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第8条の2（別表第2）

現 行	プラスチック製の容器及び包装
改正案	次に掲げるプラスチック製品（商品の容器及び包装を含む。） 及びプラスチックを含む物 (1) おもちゃ (2) コップ (3) 皿 (4) ザル (5) 下敷き (6) 定規 (7) じょうろ (8) ストロー (9) 洗面器

	(10) タッパ型保存容器 (11) チャック付ポリ袋 (12) ちりとり (13) バケツ (14) 歯ブラシ (15) ハンガー (16) プランター (17) ペットボトル (18) ボウル (19) ポリタンク (20) 前各号に掲げる物以外のプラスチック製品及びプラスチックを含む物
--	--

### 3 施行日

令和7年4月1日